

整理番号	1-8-10-01
------	-----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

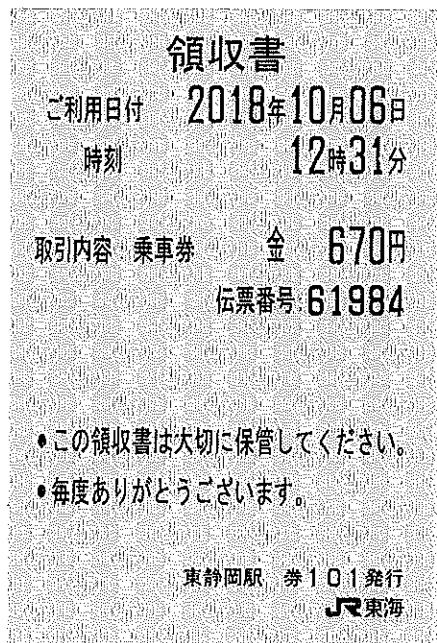
支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・鈴木 澄美)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	第20回静岡県障害者芸術祭 (グランシップ)		
年月日	平成30年10月6日～平成 年 月 日	金額	1,940円

目的	第20回静岡県障害者芸術祭開会式への参加と、障害者団体との意見交換
使途	交通費 (JR吉原駅からJR東静岡駅 往復) と (岳南富士岡駅から岳南吉原駅 往復)
政務活動・ 県政との 関連性	東京2020オリンピック・パラリンピックにおける文化プログラムの一環として、すべての県民が文化芸術面での活動を推進することと、障害者の文化芸術活動の取り組み支援の実態を調査する。

《領収書貼付枠》



按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全てが政務活動費	1,940円	100%	1,940円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

支 払 証 明 書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・鈴木 澄美)

(整理番号 1-8-10-01)

下記のとおり支払ったことに相違ありません。

平成30年10月6日



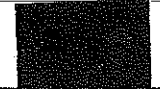
議員氏名 鈴木 澄美



支払先	内容・積算の内訳	金 額 (円)
岳南電車	岳南富士岡駅から JR 吉原駅まで往復	600 円

※ 本様式は、公共交通機関で領収書等が発行されない場合の運賃（例：私鉄・路線バス等への現金乗車）及び回数券で有料道路を利用した場合の1回分の利用料金に限り使用することができます。

整理番号	1-8-10-02
------	-----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	---

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・鈴木 澄美)




経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請精等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	PCメモリー購入		
年月日	平成30年10月10日～平成	年月日	金額 5,519円

目的	政務活動事務処理																
使途	PCメモリー購入費 (PCメモリーを含む)																
政務活動・ 県政との 関連性																	
<p>《領収書》</p> <p>OA NAGASHIMA</p> <p>☆ 毎度お買い上げ有り難うございます ☆ WIMAX取次ぎキャンペーン実施中!! OAナガシマならもちろん即日開通!! お得に使えるポイントも進呈☆ OAかがりマ富士店 TEL:0545-54-3210 ｼﾝNo.485 担:0588 FAX:0545-54-3200</p> <p>日付:2018.10.10 時間:15:55:55(000547179)</p> <table border="0"> <tr> <td>商品コード</td> <td>金額</td> <td>税</td> <td>P</td> </tr> <tr> <td>MZ76E50BIT x 1</td> <td>¥9,241</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>A0K25CASESLU3 x 1</td> <td>¥980</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>お買上点数: 2</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>外税対象額 ¥10,221 外税 ¥817 合計 ¥11,038</p> <p>現金お預り ¥20,038 お釣り ¥9,000</p> <p>ポイント 対象商品には上記「P」欄に ポイント率が印字されています</p>		商品コード	金額	税	P	MZ76E50BIT x 1	¥9,241			A0K25CASESLU3 x 1	¥980			お買上点数: 2			
商品コード	金額	税	P														
MZ76E50BIT x 1	¥9,241																
A0K25CASESLU3 x 1	¥980																
お買上点数: 2																	

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
後援会活動と按分	11,038円	1/2	5,519円
		50%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	1-8-10-03
------	-----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	---

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・鈴木 澄美)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	自転車条例に関する鹿児島県調査視察		
年月日	平成30年10月11日～平成30年10月12日	金額	69,348円

目的	自転車の安全利用に関する条例制定の背景や過程について、並びに施行による実施状況について、先行事例となる鹿児島県の状況を調査する。
使途	交通費（航空運賃・新幹線と現地交通費）、宿泊費
政務活動・ 県政との 関連性	静岡県議会では、「自転車の安全で適正な利用に関する条例」制定に向け、条例検討委員会を立ち上げ、その作業が進行中である。委員として先進事例を調査し、委員会活動の参考とする。
<<領収書貼付枠>> 県庁から静岡空港（往路）と、静岡空港から静岡駅（復路）は、同行議員の自家用車に同乗したので、交通費はない。 旅費交通費 69,024円 振り込み料 324円 合計 69,348円	

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである	69,348円	/	69,348円
		100%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

ご利用明細  **静岡銀行**

ご利用ありがとうございます。
内容をご確認いただきお持ち帰りください。

年	月	日	振替先店番・科目・口座番号		
30	10	22			057
銀行番号	店番号	科目	口座番号		

お取扱店	お取引内容	お取引金額
0128	お引出し	¥69,024

お取扱枚数 *****

おつり	残	高

キャッシング	手数料	時刻	お取扱いできない場合
	¥324	140:10:146	

お
西
込
先
明
細
カ
ス
キ
ス
ミ
ヨ
シ
様
TEL0545-34-0683

お
ス
カ
ハ
マ
ツ
普通 100240
カ) インテツトラハル 様

請求書

鈴木 澄美 様

103332 -

発行日 2018年10月15日

毎度 ご利用いただきましてありがとうございます。
下記のとおりご請求申し上げます。



観光庁長官登録旅行業 第240号

IATA公認代理店

日本旅行業協会(JATA)会員

株式会社 遠鉄トラベル

〒430-0927 浜松市中区旭町1-2-1

TEL 053-457-6470

FAX 053-457-6477

●営業3課

●本社

〒430-0927 静岡県浜松市中区旭町1-2-1

ご請求額 ¥69,024-

ご利用日 2018年10月11日～10月12日

担当所属 営業3課

担当

検印	発行者
■	■

内容	人員 台数	単 価	金 額	備 考
航空機代	1	14,500	14,500	静岡～福岡
〃	1	18,500	18,500	福岡～静岡
JR代金	1	20,900	20,900	博多⇄鹿児島中央
宿泊代	1	14,800	14,800	博多エクセルホテル東急
取扱料金	1	324	324	
			ご請求額	¥69,024

ご請求金額にご不審な点がありましたら
お手数ながら、ご連絡ください。

(お支払いは銀行振込にてお願いいたします)

《取引銀行》

静岡銀行 浜松営業部 (普) 100240

《口座名》



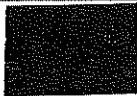
株式会社 遠鉄トラベル

★ 御入金(お振り込み)は 10月末日までお願い申し上げます。

★ お振り込みは請求書宛名にてお願い申し上げます。

★ 振込手数料は、貴社(貴方)ご負担にてお願い申し上げます。

★ 10万円を超える現金のお振込には、本人確認の書類が必要です。

決 裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
<p>県外調査概要書</p> <p>平成30年10月12日</p> <p>会派名・議員氏名 自民改革会議 鈴木澄美</p>						
目 的	<p>静岡県議会では、「自転車の安全で適正な利用に関する条例」制定に向け、条例検討委員会を立ち上げ、その作業が進行中である。委員として自転車の安全利用に関する条例制定の背景や過程について、並びに施行による実施状況について、先行事例となる鹿児島県の状況を調査する。</p>					
年 月 日	平成30年10月11日～12日					
場 所	<p>10月11日は移動のみで視察はなし。</p> <p>1. 視察日時 平成30年10月12日（金）10：30～12：00 視察場所 鹿児島県庁県議会議事堂 対応者 鹿児島県教育庁 保健体育課 課長 中山恭平 氏 同 上 学校体育安全係 指導主事 山口伸一 氏 県民生活局 生活・文化課くらし安全対策監 福丸竜市 氏 議会事務局 政務調査課 政策法務・広報班 主幹 末吉 智子 氏</p> <p>2. 視察日時 平成30年10月12日（金）13：00～14：00 視察場所 鹿児島市市庁舎みなと大通り別館 サイクルポート 対応者 鹿児島市環境部環境政策課 木場 氏 同 上 主幹 吉松 氏</p>					
内 容	<p>1. 行 程 9月議会閉会后、県庁から静岡空港および静岡空港から静岡駅は、 同行議員の自家用車同乗</p> <p>10月11日 静岡空港－福岡空港－（福岡市内泊）</p> <p>10月12日 ー博多駅ー鹿児島中央駅ー鹿児島県庁ー鹿児島市役所ー鹿児島中央駅 ー博多駅ー福岡空港ー静岡空港ー静岡駅ー新富士駅ー自宅</p> <p>2. 応対者 3. 聴取内容 4. 県政への反映</p> <p style="text-align: center;">2. 3. 4. について別紙参照</p>					

*本概要書は、県外における調査研究活動のために政務活動費を支出した場合に提出する。

各 位

自転車安全推進条例等 鹿児島視察のご案内

日 時；平成 30 年 10 月 11 日（木）～10 月 12 日（金）

目的地；鹿児島県庁（生活文化課 県教育委員会）

行 程；

10/11(木) 静岡県庁 14:15—クーポール会館 14:30—静岡 IC—牧之原 IC—15:40
富士山静岡空港 16:45==FDA149==18:25 福岡空港—タクシー—19:30
福岡市内ホテル（博多中州周辺）

10/12(金) ホテル 8:00—タクシー—8:20 博多 8:39==さくら 405==10:16
鹿児島中央—タクシー—10:45 鹿児島県庁
11:00～12:30 生活文化課 教育委員会
12:30～13:30 昼 食
13:30～15:00 視察（検討中 自転車専用路側帯等）
—15:15 鹿児島中央 15:38==さくら 406==17:14 博多—タクシー—
福岡空港 18:40==FDA148==20:06 富士山静岡空港

参加費； 約 67,000 円（航空券、ホテル、JR、取扱料金等）

※現地タクシー代は、江間がまとめて政務活動費を使用します。

※食事代は別料金になります。

取扱旅行会社； 遠鉄トラベル

静岡県庁⇒富士山静岡空港は自家用車利用 江間が車出します。

自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例制定調査

視察日時 平成30年10月12日（金） 10：30～12：00
視察場所 鹿児島県庁県議会議事堂
対応者 鹿児島県教育庁 保健体育課 課長 中山恭平 氏
同 上 学校体育安全係 指導主事 山口伸一 氏
県民生活局 生活・文化課くらし安全対策監 福丸竜市 氏
議会事務局 政務調査課 政策法務・広報班 主幹 末吉 智子 氏



（対応いただいた、鹿児島県庁の関係者と視察団）

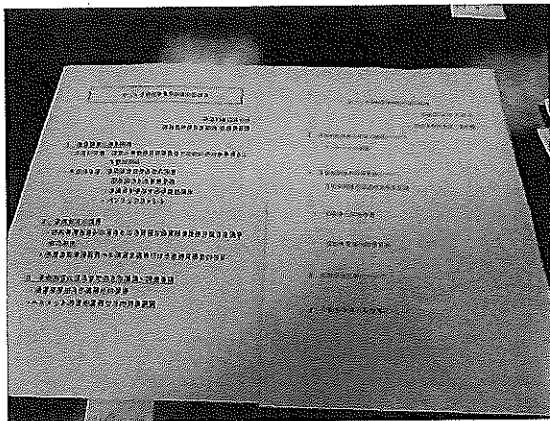
現在、静岡県議会では「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」を制定検討中であり、その参考とするため先進地であり活用事例調査のために鹿児島県庁並びに鹿児島市内を視察した。

静岡県では、東京 2020 オリンピック・パラリンピック自転車競技の開催地として県内東部地域が会場となるなど、自転車への関心が高まることで、「サイクルスポーツの聖地」を目指す施策を展開している。一方で、自転車は県民生活にとって気軽な交通手段であり、生活の足として利用されてきた。

しかし、自転車は軽車両でありながら交通ルールが徹底されておらず、事故が多発している。特に、中・高校生や高齢者の事故は深刻で、死亡事故も発生していることから、安全対策を講じることが避けられなくなった。

交通ルールを守ることはもちろんのこと、自分自身を守るためのヘルメットの着用や、万が一に備えて損害賠償保険に加入するなどが重要な手立てのひとつとなっている。安全対策は、利用者だけではなく、ハード整備に関わる道路管理者としての行政や、安全教育を実施する学校など、県民総出の取り組みが鍵となっている。

これらを実現するための制度は、本県のみならず全国でも進められており、今回視察させていただいた鹿児島県はいち早く取り組まれていたので、条例案検討段階でも資料を取り寄せるなど、参考とさせていただいた。



(提供いただいた関係資料)



(説明を受ける視察団)

「かごしま県民のための自転車の安全で適正な利用に関する条例」について概略は以下の通りである。

目的の主旨は、本県が目指す条例とほぼ同じ。施行日は、平成29年3月24日で、「自転車損害賠償保険等への加入義務」や、「幼児用座席に幼児を乗車させる際の乗車用ヘルメットを着用させる義務」、「保護者の幼児、児童または生徒(中学生に限る)に乗車用ヘルメットを着用させる義務」については、平成29年10月1日からとした。

条例で規定するそれぞれの役割では、「自転車利用者」は、利用する自転車の点検、整備、施錠。「自転車貸付業者」は、貸し付け用に供する自転車の点検、整備。「事業者」は、従業員への啓発、指導並びに、事業の用に供する自転車の点検、整備。「保護者」は、監護する未成年者に対する技能、知識の習得。「学校の長」は、こうつう安全教育の実施などを掲げている。

主な施策は、自転車損害賠償保険への加入では、自転車利用者と自転車貸付業者並びに事業者は、加入を義務とする。自転車販売業者は、加入確認の義務を行うとしている。

乗車用ヘルメットの着用では、自転車利用者は、着用の努力義務や同乗する幼児に着用させる義務。保護者は、中学生以下の子に着用させる義務。高齢者の同居者等は、高齢者に着用の助言をする努力義務となっている。

条例文を読んでもみると、義務、努力義務、努める、対象とする年齢などに苦心した形跡が見られ、どのような議論を重ねてきたのか非常に興味があった。本県の条例

検討委員会でも、各方面の関係者にお集まりいただき、ご意見を聴取したが、それぞれの立場で条例に対する見方が異なり、特に高校などで通学に使う場合では、学校内で取り組んできた安全管理について、条例をどのように適用していくべきか考えさせられる場面もあった。

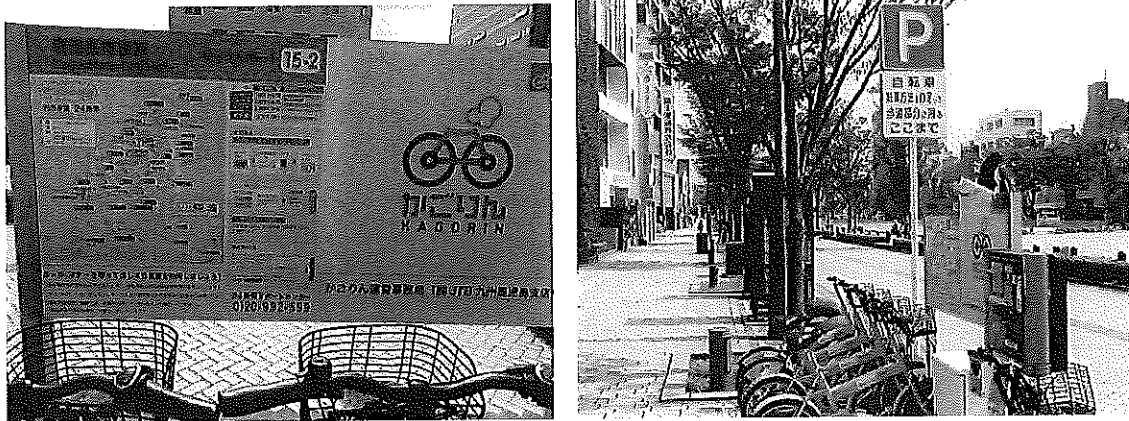
今回の視察では、本県条例検討会でのやり取りから課題となった内容について、検証することが大きな目的でもあった。限られた時間を有効に活用するために、あらかじめ、先方に質問項目を提示し、それに沿った説明を受けることができた。

現実的に活用できる条例化を目指すためには、自転車利用に関し安全をどう確保するかは、一人一人が考え行動することが重要である。親や学校から指導されることで中学生くらいまでは守られていても、それ以上になると形骸化していくことが現実となっている。

学校や職場などで、常に教育的視点で安全意識をすり込むことが基本となるように感じた。その意味では、短期間に成果が得られるものでなく、長いスパンで見ていく必要がある。また教える側の教員への指導も重要となってくる。

視察日時 平成30年10月12日（金） 13：00～14：00
 視察場所 鹿児島市市庁舎みなと大通り別館 サイクルポート
 対応者 鹿児島市環境部環境政策課 木場 氏
 同上 主幹 吉松 氏

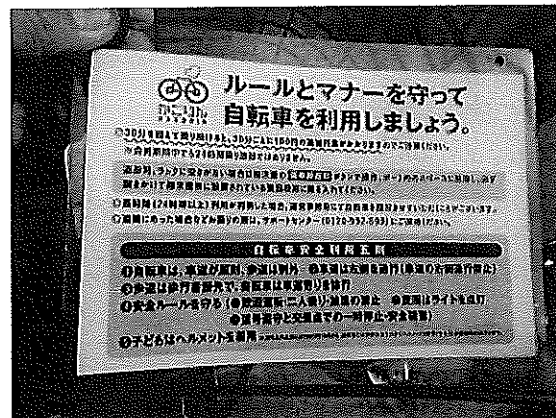
鹿児島市コミュニティサイクル「かごりん」について、市役所担当者から説明を受け、「かごりん」の設置場所に出向き、条例制定がこのようなレンタサイクル事業にどのような効果や影響を与えているのかを視察した。



（コミュニティサイクル「かごりん」の設置状況）

損害保険加入は事業者に義務を課しているのですが、特に問題はなかったが、ヘルメット着用については様々な課題が浮き彫りとなり、また条例で規制していないことから、準備もされていない。ただ、中学生以下の子どもが利用する場合は、ヘルメットが必要であることの表記や、このシステムの管理事務所にはいくつかのヘルメットが用意され、申し出があれば貸し出すことも可能ということであったが、その数は150台上ある自転車の数に対して10にも満たず、安全対策を重視しているようには感じない。

ヘルメット着用が本人の安全対策に欠かせないといいつつも、現実的な課題は大きいと感じた。



（市担当者から利用状況などを聞く） （自転車の安全運転に対する説明書き）

整理番号	1-8-10-04
------	-----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支 出 証 拠 書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・鈴木 澄美)



経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	プリンターインク購入		
年 月 日	平成30年10月14日～平成	年 月 日	金 額 534円

目 的	政務活動事務処理
使 途	プリンターインク購入費
政務活動・ 県政との 関連性	
<p>EDUN エデュン 領収書兼お買上明細</p> <p>リホーム/オール電化/太陽光発電 住まいるキャンペーン実施中!! 今だけのおトクな特典満載! ノーガード金利以外も扱っています。 何でもお気軽にご相談下さい。</p> <p>発行日 2018年10月14日(日) 17:58 店: 04299 クロスガーデン富士中央 店</p> <p>電話 0545-55-5611 担当者: No. 04299-015-100187 POS: 015 取引種別: 持帰</p> <p>プリンター消耗品 キヤノン BC1350P6BK 1 ¥1,069 4960999904573 ¥1,069 合計金額 (内消費税 ¥79)</p> <p>ポイント領収額 ¥69 現金領収額 ¥1,000 お預り ¥1,000 お釣り ¥0</p>	

按分の理由 後援会活動と按分	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	1,069円	1/2 50%	534円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	1-8-10-05
------	-----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	---

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・鈴木 澄美)

経費項目	調査研究費・研修費・ <u>広聴広報費</u> ・要請精等酬費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県政広報紙らしんばん作成費 (9月議会号)		
年月日	平成30年10月29日~平成 年 月 日	金額	153,900円

目的	9月議会までの県政に係る議会活動等の広報
使途	広報紙らしんばん作成費 (原稿作成費・印刷代)
政務活動・ 県政との 関連性	県の施策、定例会報告、活動状況等を県民に報告する。

《領収書貼付枠》

領収証

鈴木すみよし県議会議員様

No.

金額

¥ 153,900-

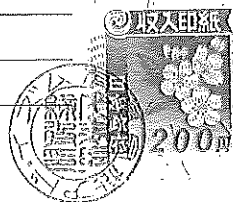
但 「9月議会報告らしんばん」作成~印刷作業
2018年10月29日 上記正に領収いたしました

内訳

税抜金額

消費税額等(%)

コクヨ ウケ-50N



〒417-0815 静岡県富士市増川19-1
有限会社 アド・イズム
代表取締役 太田英之
TEL 0545-38-0088 FAX 0545-39-0057



按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動	153,900円	100%	153,900円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

1-8-10-5

ご 請 求 書

2018年10月29日(月)

鈴木すみよし県議会議員

様

静岡県富士市増川19-1 〒417-0815

(有) アド・イズム

代表取締役 太田英之

合計金額 **¥153,900** -

但し 「9月議会報告だより」作成作業一式

内訳

No.	項 目	数量	単位	単価	合計金額	消費税
1	「9月議会報告だより」制作・印刷代 A3サイズ、フルカラー、3ツ折り	2,000	部	71.3	142,500	対象
2						
3						
4						
5						
	小 計				142,500	
	うち消費税対象外項目 小計				0	
	うち消費税対象項目 小計				142,500	
	消費税額(8%)				11,400	
	税 込 み 合 計				153,900	

整理番号	1-8-10-06
------	-----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・鈴木 澄美)

経費項目	調査研究費・研修費・ <u>広聴広報費</u> ・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	ホームページ作成管理費		
年月日	平成30年10月29日～平成	年月日	金額 10,800円

目的	県政及び議会活動の広報と意見収集
使途	9月分ホームページ作成管理費
政務活動・ 県政との 関連性	県の施策、議会での発言内容、政務活動状況等を掲載し、情報を広く伝えるとともに、意見を聴取し、県政に反映させる。

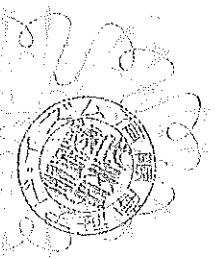
《領収書貼付枠》

領収証 鈴木すみよ厚議会議員 様 No.
金額
¥10,800-

但、ホームページ管理費(9月分)
2018年10月29日 上記正に領収いたしました

内 訳
税抜金額
消費税額等(%)

〒417-0815 静岡県富士市増川19-1
有限会社 アド・イズム
代表取締役 太田英之
TEL 0545-38-0088 FAX 0545-39-0057



コクヨ ウケ-50N

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動	10,800円	100%	10,800円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

1-8-10-6

ご 請 求 書

2018年10月29日(月)

鈴木すみよし県議会議員

様

静岡県富士市増川19-1 〒417-0815

(有) アド・イズム

代表取締役 太田英之



合計金額 **¥10,800** ー 内消費税 ¥800

但し ホームページ管理費(2018年9月分)

内訳

No.	項目	数量	単位	単価	合計金額	消費税
1	ホームページ管理費(9月分)	ー	式	10,000.0	10,000	対象
2						
3						
4						
5						
6						
小	計				10,000	
	うち消費税対象外項目 小計				0	
	うち消費税対象項目 小計				10,000	
	消費税額(8%)				800	
	税込み合計				¥10,800	

整理番号	1-8-10-07
------	-----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	---

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・鈴木 澄美)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	携帯電話およびデータ通信費		
年月日	引き落とし日 平成30年11月30日	金額	3,299円

目的	調査研究など政務活動を行うための通信手段														
使途	平成30年11月請求分														
政務活動・ 県政との 関連性															
<<領収書貼付枠>> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">基本料金</td> <td style="text-align: right;">743円 (基本料金)</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">ポケット定額料金</td> <td style="text-align: right;">4,700円 (通信料)</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">カケホーダイ定額料</td> <td style="text-align: right;">667円 (通話料)</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">(小計)</td> <td style="text-align: right;">6,110円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">消費税 (8%)</td> <td style="text-align: right;">488円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">合計</td> <td style="text-align: right;">6,598円</td> </tr> </table>				基本料金	743円 (基本料金)	ポケット定額料金	4,700円 (通信料)	カケホーダイ定額料	667円 (通話料)	(小計)	6,110円	消費税 (8%)	488円	合計	6,598円
基本料金	743円 (基本料金)														
ポケット定額料金	4,700円 (通信料)														
カケホーダイ定額料	667円 (通話料)														
(小計)	6,110円														
消費税 (8%)	488円														
合計	6,598円														

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
私用との按分	6,598円	1/2	3,299円
		50%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

お客様氏名 CUSTOMER NAME	鈴木 澄美 ※JIS漢字コード以外の一部文字において●(黒まる)表示になる場合があります。	様
お客様電話番号 PHONE NUMBER	[REDACTED]	

ご利用額のご案内

下記、ご利用料金をご指定の口座から振替させていただきます。
The following amount was transferred from your account.

ご利用年月 MONTH OF USE	2018年10月ご利用分
ご利用額 TRANSFER AMOUNT OF MONEY うち、消費税等相当額 TAX	7,313円 (541円)
振替日 TRANSFER DAY	2018年11月30日(金)

前々月ご利用額	7,313円(税込)
タイプX1にねん (2018年10月末現在)	継続利用期間は、10月末で7年5か月です。タイプX1にねんご契約期間は1年9か月です。
* * * *	* * * *

ポイントのお知らせ	dポイントクラブの特典「ずっとドコモ割プラス」では、「dポイント進呈」、「パケットパックの料金割引」のいずれかを選択いただけます。上位ステージほどおトクになるとともに、dポイント進呈なら料金割引の割引額の1.2倍おトクになります。詳しくは「dポイントクラブサイト」をご覧ください。
* * * *	* * * *

お知らせ

【NTTドコモからのお知らせ】-----
*** ドコモからのお知らせ ***
ユニバーサルサービス料は、ユニバーサルサービス（NTT東西の加入電話等）の提供を確保するために必要な費用の一部を通信事業者全体で電話番号数に応じて負担するユニバーサルサービス制度の趣旨に基づき、ご負担をお願いしている料金です。

株式会社NTTドコモ 料金領収証

RECEIPT OF TELECOMMUNICATION CHARGES

下記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。
The following amount was transferred from your account.

株式会社NTTドコモ
〒100-6150
東京都千代田区永田町2-11-1

請求年月 MONTH OF ISSUE	* * * *
領収金額 AMOUNT OF RECEIVED	* * * *
領収金額のうち、消費税等相当額 CONSUMPTION TAX	* * * *
振替口座 BANK ACCOUNT	金融機関名 (BANK/POST OFFICE) * * * *
	口座番号 (ACCOUNT) * * * *

本書は電子文書です。

2

年月日	記号	お支払い金額	お預かり金額	差し引き残高	備考
1 30-11-22	BA				
2 30-11-26	BA				
3 30-11-29	AA				
4 30-11-30	BF	*7,313	トコモ ケイイ		
5 30-11-30	FF				
6 30-11-30	BA				
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					

記号の説明
 AA, AF.....入金
 FA, FF.....振込
 * 他国も支払期間とする場合は、お支払い金額に「タケン」と表示し、その金額に払戻しのできる予定の円を表示します。
 * 振込金額は、お支払い金額より、お支払い金額に「タケン」と表示し、その金額に払戻しのできる予定の円を表示します。

内訳項目 金額 (円) BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	内訳等詳細 (DETAILS OF BREAKDOWN)		税区分 (TAX)
		ご利用期間 (10/1~10/31)		
◇基本使用料 (計) 743	743	基本使用料 (タイプX i にねん)		合 算
◇パケット定額料等 (計) 4,700	4,700	X i パケ・ホーダイ ライト定額料		合 算
◇その他ご利用料金等 (計) 1,329	300	s pモード利用料		合 算
	380	ケータイ補償お届けサービス利用料 (380)		合 算
	300	ドコモW iーF i利用料 (s pモード)		合 算
	-300	永年キャンペーン割引料 (ドコモW iーF i)		合 算
	667	X iカケ・ホーダイ定額料	10月ご利用分	合 算
	2	ユニバーサルサービス料/基本	1番号あたり2円のご請求となります	合 算
	-20	eピリング割引料	10月請求分	合 算
◇消費税等相当額 (計) 541	541	消費税等相当額 (合計)		合算表示の料金合計×8%
◇合計 7,313	7,313	合計		
<NTTドコモからのお知らせ>				
			○継続利用期間は、10月末で	7年5か月となりました。
			○ポイントのお知らせ	
			今月のご利用金額に対する獲得ポイントは、	60です。
			(ポイント進呈の対象になるご利用金額は、	6,772円です。)
			※その他の獲得ポイントはWEBをご確認ください。	
			○ステージのお知らせ	
			10月末のステージは、	2ndステージです。
			※その他のステージ情報はWEBをご確認ください。	

ユニバーサルサービス料について
 ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス (NTT東西の加入電話等) の提供を確保するためにご負担いただく料金です。
 なお、社団法人電気通信事業者協会から1番号当たりの費用 (番号単価) が公表されています。

整理番号	1-8-10-08
------	-----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・鈴木 澄美)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	事務員雇用		
年月日	平成30年10月1日～平成30年10月31日	金額	73,150円

目的	調査研究など政務活動を補助する職員を雇用
使途	平成30年10月分給与
政務活動・ 県政との 関連性	
《領収書貼付枠》	

給与明細書 平成30年10月分

氏名	給与	手当	支給総額	控除	差引支給額	受領印
	146,300	0	146,300	0	146,300	

雇用時間数 154.0h × 単価 950円 = 給与総額 146,300円
 146,300 × 1/2 = 73,150円 (政務活動費充当)

按分の理由 後援会との按分	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	146,300円	1/2	73,150円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	1-8-10-09
------	-----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	---

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・鈴木 澄美)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・ <u>事務所費</u> ・人件費		
内容	事務所賃借料		
年月日	平成30年10月1日～平成30年10月31日	金額	49,500円

目的	調査研究など政務活動を行うための事務所の賃借
使途	平成30年度10月分賃借料 (水道光熱費、ファックス・コピー等使用料、駐車場分を含む)
政務活動・ 県政との 関連性	
<<領収書貼付枠>> 領収書はそれぞれ発行	

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
後援会との按分	99,000円	1/2	49,500円
		50%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

領 収 証

平成30年10月31日

紙
印
円

鈴木 澄美 様

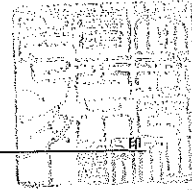
¥ 4 9 , 5 0 0 ※

(現金・小切手)

但 富士市比奈1418番地の2、10月分事務所賃料
水道光熱費・通信費および駐車場の賃料

内 政務活動+後援会 合計99,000円(政務活動費分按分1/2 49,500円)
訳 事務所賃料:60,000円 水道光熱事務・通信費:24,000円 駐車場3台分:15,000円
上記金額正に領収致しました。

住 所 富士市比奈1418番地の2
株式会社 富士不動産センター
氏 名 代表取締役 鈴木 茂樹



割り印

キトリセン

月 日	内 容	行 程	走行距離(km)
10月4日	県議会一般質問内容の市幹部への報告	自宅-富士市役所(往復)	12
10月4日	河川整備計画の状況調査	自宅-富士土木事務所 (往復)	16
10月5日	中之郷地区環境整備要望調査	自宅-中之郷(往復)	34
10月5日	静岡県東部地区消防団役員要望調査	自宅-富士宮市パデオン (往復)	32
10月6日	富士川左岸の水害対策に取り組んできた地域住民との意見交換	自宅-松岡地区(往復)	30
10月9日	事業着手準備制度の自治会等への説明	自宅-須津地区・浮島地区 (往復)	14
10月10日	江尾江川下流域不法投棄現場調査	自宅-江尾江川下流域 (往復)	16
10月10日	富士岡地区交差点改良協議	自宅-富士土木事務所 (往復)	16
10月13日	廃棄物再生利用製品の活用について意見交換	自宅-五貫島(往復)	28
10月13日	富士市消防団県法大会出席と消防団員との意見交換 (往路)	自宅-富士市役所(往復)	12
10月13日	市内少年団環境教育について現地調査(復路)	自宅-富士市東部地区(往復)	16
10月15日	沼川河川整備知事要望	自宅-県庁(往復)	96
10月15日	県富士水泳場サーフール設置に関する富士市との意見交換	自宅-富士市役所(往復)	12
10月15日	西富士道路騒音問題の進捗報告	自宅-久沢地区(往復)	24
10月22日	リハビリ3団体次年度要望県当局説明立ち会い	自宅-県庁(往復)	96
10月23日	決算特別委員会委員長議事打ち合わせ	自宅-県庁(往復)	96
10月23日	新々富士川橋建設進捗状況地元意見交換	自宅-岩松地区(往復)	26
10月24日	ふじのくにCNF総合展示会視察	自宅-ふじさんめっせ (往復)	16
10月31日	岩淵地区文化財活用について意見交換	自宅-岩淵古松荘(往復)	34
合 計			626